

環太平洋戦略的経済連携協定(T P P)交渉への参加に反対する意見書

2月22日、安倍首相は、オバマ米国大統領と首脳会談を行い、共同声明を発表した。その中では、日米間において、センシティブティ(重要品目)が存在することを認識したに過ぎず、これらに関税撤廃対象から除外する事を確認したわけではない。

T P Pは、原則例外なき関税撤廃を前提としており、国民のいのちと健康を守る医療制度や食の安全・安心の基準等についての改悪を余儀なくされ、特に農業分野では、海外から安い農林水産物が国内に大量に流入し、我が国の農林水産業が深刻な影響を受けることは明らかである。

本県では、県内に甚大な被害をもたらした口蹄疫からの復興に向け、今後「畜産新生」や「フードビジネスの推進」など「新たな成長」に向けた取組を推進することとしているが、T P Pに参加すれば、全国7位の産出額を誇る農業分野において、関税率が高く、内外価格差の大きい米や畜産及びその関連産業も壊滅的な影響を受けることになる。

よって、国においては、T P Pが国民生活の根本に関わる重大問題であることを踏まえ、特に我が国の農林水産業・農山漁村を守るため、T P P交渉に参加しないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月4日

官 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	伊	吹	文	明	殿
参	議	院	議	長	平	田	健	二	殿
内	閣	総	理	大	安	倍	晋	三	殿
内	閣	官	房	長	菅		義	偉	殿
外		務	大	臣	岸	田	文	雄	殿
財		務	大	臣	麻	生	太	郎	殿
農	林	水	産	大	林		芳	正	殿
経	済	産	業	大	茂	木	敏	充	殿